

新型コロナウイルス感染症患者等の特例郵便等投票について

特例郵便等投票(特例法)

郵便等投票(公選法)

対象者

- 新型コロナウイルス感染者の患者又は入国後の待機者で、次のいずれかに該当するもの
 - ① 感染症法又は検疫法による外出自粛要請を受けた者
 - ② 検疫法による隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に收容されている者

※ 感染症法による対象者 36,023人 (5月26日時点・厚労省ウェブサイトより)
(自宅療養者27,359人、宿泊療養者8,664人)

※ 検疫法による対象者 約14,000人
(5月2日～5月15日の空港検疫所での日本国籍者の検査実績数・厚労省ウェブサイトより)

対象者

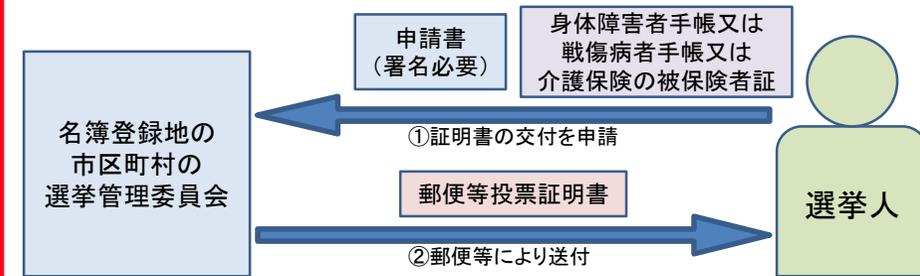
- 重度の身体障害者
- 要介護5の者

※ 郵便等投票証明書発行件数28,448人 (令和元年7月参院選時点)

手続

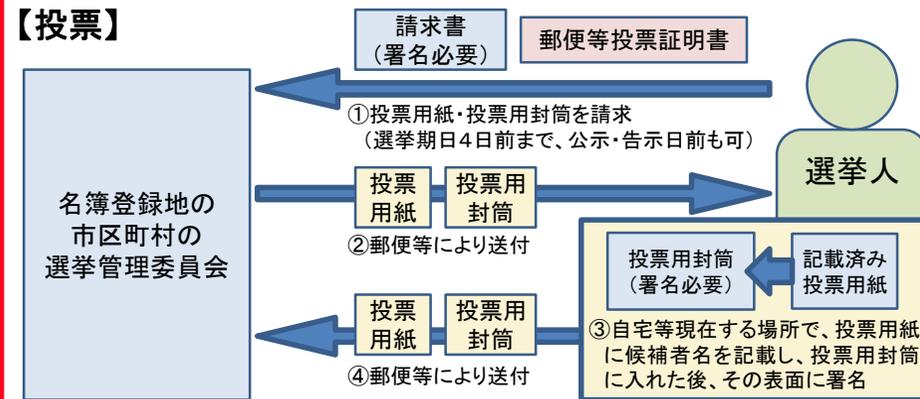
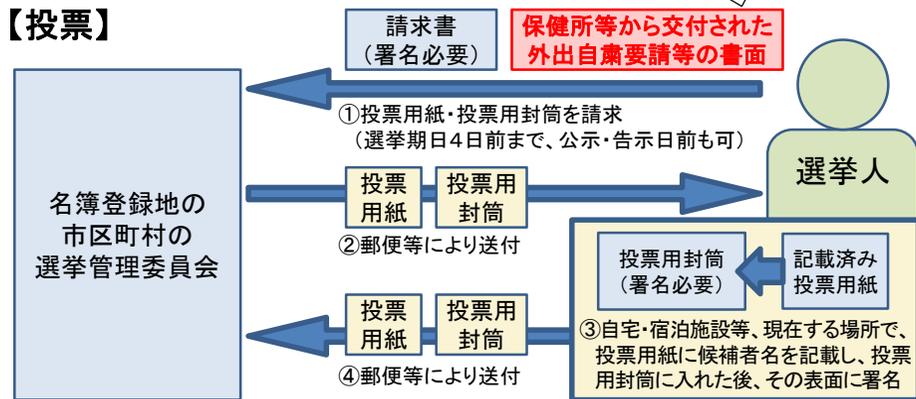
【郵便等投票証明書の交付(7年間有効)】

※ 書面の紛失・未交付の場合、選挙人からの申出に基づき、保健所等からの情報提供により、市区町村選管が対象であることを確認できれば書面の提示不要。



【投票】

【投票】



公正確保

- 請求書や投票用封筒への選挙人本人の署名
- 投票用紙等を郵便等により選挙人本人へ送付
- 罰則(投票干渉罪、詐偽投票罪(氏名を詐称する等詐偽の方法で投票))

同左

新型コロナウイルス感染症患者等の投票について

<p>① 病院に入院中の者 【人数】16,581人 (※1)</p>	<p>公選法に基づいて投票可能。</p> <p>不在者投票施設として都道府県選管に指定(注)された病院において、病院長を不在者投票管理者とする不在者投票が可能。</p> <p>(注) 指定基準は、概ね50人以上の人員を収容できる規模を有するもの(これを下回る場合でも適正な管理執行が可能であれば可)。</p>	<p>公選法により対応</p>
<p>② ホテル等の宿泊施設で療養中の者 【人数】8,664人 (※1)</p>	<p>4月の国政選挙の補欠選挙・再選挙では、ホテル等の宿泊施設に市町村選管が期日前投票所や不在者投票記載場所を設け、保健福祉関係部局等との連携の下で、当該施設において、期日前投票や不在者投票を実施した例あり。</p>	
<p>③ 自宅で療養中の者 【人数】27,359人 (※1)</p>	<p>公選法上、郵便等投票ができるのは、重度の身体障害者及び要介護5の者のみ。</p>	<p>特例郵便等投票の対象</p>
<p>④ 海外からの帰国者で検疫法による措置や要請を受け、宿泊施設・自宅等で待機等している者 【人数】約1万4千人 (※2)</p>	<p>上記②・③と同様。</p>	

(※1) 令和3年5月26日現在(厚労省ウェブサイトより)

(※2) 令和3年5月2日～5月15日の空港検疫所での日本国籍者の検査実績数(厚労省ウェブサイトより)